

平成19年12月18日開催

地方財政審議会 第20回固定資産評価分科会

会 議 資 料

(審議事項)

指定市町村の変更（案）について

資 料 目 次

	(頁)
指定市町村の変更（案）について	
・ 議案	1
・ 田、畑に係る指定市町村変更一覧表（別表第2関係）	2
・ 固定資産評価基準改正新旧対照表	3
・ （参考資料）提示平均価額の制度について	6

議 案

指定市町村の変更（案）について

市町村合併に伴い、別表第 2 に規定する田、畑の指定市町村を、別紙のとおり変更する。

【固定資産評価基準 別表第 2 関係】

(別紙)

田、畑に係る指定市町村の変更一覧表（別表第2関係）

	現 行	改 正 案	備 考
田	鹿児島県 かななべぐん かななべちよう 川辺郡 川辺町	鹿児島県 みなみきゆうしゆうし 南九州市	平成19年12月 1日 新設合併
畑	京都府 そうらくぐん やましるちよう 相楽郡 山城町	京都府 きづがわし 木津川市	平成19年 3月12日 新設合併
	鹿児島県 かななべぐん ちらんちよう 川辺郡 知覧町	鹿児島県 みなみきゆうしゆうし 南九州市	平成19年12月 1日 新設合併

固定資産評価基準改正新旧対照表

改正案

現 行

別表第2 田又は畑の指定市町村表
(田)

都道府県名	市 町 村 名
北海道	美唄市
青森県	つがる市
岩手県	花巻市
宮城県	遠田郡 美里町
秋田県	大仙市
山形県	酒田市
福島県	伊達郡 桑折町
茨城県	桜川市
栃木県	芳賀郡 芳賀町
群馬県	高崎市
埼玉県	熊谷市
千葉県	香取郡 多古町
東京都	八王子市
神奈川県	平塚市
新潟県	新潟市
富山県	下新川郡 入善町
石川県	能美市
福井県	南条郡 南越前町
山梨県	南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	大垣市
静岡県	袋井市
愛知県	安城市
三重県	伊賀市
滋賀県	東近江市
京都府	南丹市
大阪府	貝塚市

別表第2 田又は畑の指定市町村表
(田)

都道府県名	市 町 村 名
北海道	美唄市
青森県	つがる市
岩手県	花巻市
宮城県	遠田郡 美里町
秋田県	大仙市
山形県	酒田市
福島県	伊達郡 桑折町
茨城県	桜川市
栃木県	芳賀郡 芳賀町
群馬県	高崎市
埼玉県	熊谷市
千葉県	香取郡 多古町
東京都	八王子市
神奈川県	平塚市
新潟県	新潟市
富山県	下新川郡 入善町
石川県	能美市
福井県	南条郡 南越前町
山梨県	南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	大垣市
静岡県	袋井市
愛知県	安城市
三重県	伊賀市
滋賀県	東近江市
京都府	南丹市
大阪府	貝塚市

兵 庫 県	小野市
奈 良 県	磯城郡 田原本町
和 歌 山 県	橋本市
鳥 取 県	鳥取市
島 根 県	松江市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	安芸高田市
山 口 県	阿武郡 阿東町
徳 島 県	阿南市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	伊予市
高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	小城市
長 崎 県	佐世保市
熊 本 県	上益城郡 益城町
大 分 県	宇佐市
宮 崎 県	都城市
鹿 児 島 県	<u>南九州市</u>
沖 縄 県	名護市

(畑)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	河東郡 音更町
青 森 県	青森市
岩 手 県	北上市
宮 城 県	大崎市
秋 田 県	横手市
山 形 県	米沢市
福 島 県	西白河郡 矢吹町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	下野市
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	深谷市
千 葉 県	茂原市
東 京 都	武蔵村山市

兵 庫 県	小野市
奈 良 県	磯城郡 田原本町
和 歌 山 県	橋本市
鳥 取 県	鳥取市
島 根 県	松江市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	安芸高田市
山 口 県	阿武郡 阿東町
徳 島 県	阿南市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	伊予市
高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	小城市
長 崎 県	佐世保市
熊 本 県	上益城郡 益城町
大 分 県	宇佐市
宮 崎 県	都城市
鹿 児 島 県	<u>川辺郡 川辺町</u>
沖 縄 県	名護市

(畑)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	河東郡 音更町
青 森 県	青森市
岩 手 県	北上市
宮 城 県	大崎市
秋 田 県	横手市
山 形 県	米沢市
福 島 県	西白河郡 矢吹町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	下野市
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	深谷市
千 葉 県	茂原市
東 京 都	武蔵村山市

神奈川県	海老名市
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	加賀市
福井県	大野市
山梨県	甲州市
長野県	塩尻市
岐阜県	不破郡 垂井町
静岡県	掛川市
愛知県	西尾市
三重県	亀山市
滋賀県	野洲市
京都府	<u>木津川市</u>
大阪府	岸和田市
兵庫県	豊岡市
奈良県	宇陀市
和歌山県	伊都郡 かつらぎ町
鳥取県	東伯郡 北栄町
島根県	雲南市
岡山県	加賀郡 吉備中央町
広島県	尾道市
山口県	美祢郡 美東町
徳島県	吉野川市
香川県	三豊市
愛媛県	西条市
高知県	高岡郡 四万十町
福岡県	朝倉市
佐賀県	伊万里市
長崎県	雲仙市
熊本県	菊池郡 菊陽町
大分県	豊後大野市
宮崎県	東諸県郡 国富町
鹿児島県	<u>南九州市</u>
沖縄県	中頭郡 中城村

神奈川県	海老名市
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	加賀市
福井県	大野市
山梨県	甲州市
長野県	塩尻市
岐阜県	不破郡 垂井町
静岡県	掛川市
愛知県	西尾市
三重県	亀山市
滋賀県	野洲市
京都府	<u>相楽郡 山城町</u>
大阪府	岸和田市
兵庫県	豊岡市
奈良県	宇陀市
和歌山県	伊都郡 かつらぎ町
鳥取県	東伯郡 北栄町
島根県	雲南市
岡山県	加賀郡 吉備中央町
広島県	尾道市
山口県	美祢郡 美東町
徳島県	吉野川市
香川県	三豊市
愛媛県	西条市
高知県	高岡郡 四万十町
福岡県	朝倉市
佐賀県	伊万里市
長崎県	雲仙市
熊本県	菊池郡 菊陽町
大分県	豊後大野市
宮崎県	東諸県郡 国富町
鹿児島県	<u>川辺郡 知覧町</u>
沖縄県	中頭郡 中城村

提示平均価額制度（土地）

役割等

各市町村間における土地の評価の均衡を確保するためのもの
指定市町村は総務大臣が、それ以外の市町村は都道府県知事が算定

- ※ 対象地目 宅地・田・畑・山林
- ※ 指定市町村
 - 宅 地 → 県庁所在市
 - 田・畑・山林 → 地目ごとに標準的な市町村を総務大臣が指定
(評価基準に規定)

提示平均価額算定までの流れ

総務大臣又は都道府県知事	市町村長
	(1) 標準地及び基準地の選定
① 基準地価格等の調整 ※調整を行うことにより、都道府県相互間、市町村相互間の評価の均衡が図られる。	(2) 標準地価格、基準地価格の評定 ※市街地宅地評価法により評価される宅地の場合は路線価を付設。
	(報告)
② 基準地価格等の決定	(通知)
③ 総評価見込額の算定 ※基準地価格、標準地価格とそれぞれの前回評価額との変動割合をもとに算出。	(3) 総評価額の見込額を算出
	(報告)
④ ③と(3)との調整 ※③と(3)を比較して相違する場合は、評価方法の内容を検討し、必要があれば③を修正。	(4) 評点一点あたりの価額の決定
	(通知)
⑤ 提示平均価額の算定 ※提示平均価額 = $\frac{\text{総評価見込額}}{\text{総地積}}$	※評点一点あたりの価額 = $\frac{\text{提示平均価額} \times \text{総地積}}{\text{付設総評点数}}$